

労働審判事件申立必要書類等一覧表

R5.10.1～ 山口地方裁判所

費用	
1 申立手数料 (収入印紙)	労働審判を求める事項の価額（労働審判手続の申立てをもって主張する利益）を基礎として、民事訴訟費用法所定の手数料の納付が必要 ※ 具体的な額については、受付センターでおたずねください。
2 郵便料 (郵便切手)	3,190円分の郵便切手 <内訳> 500円× 4 100円× 5 84円× 5 20円× 5 10円× 10 5円× 10 2円× 10 ※ 相手方が1人増えるごとに、1,194円分の郵便切手を増額 <内訳> 500円× 2 100円× 1 84円× 1 10円× 1

提出書類		
標 目 等	通 数	提出に当たっての留意事項等
1 申立書 (正本)	1	サイズ： A4判横書き ※ページ番号を付すること 申立人の 記名・押印 が必要（※住所、連絡先も記載する。）
2 申立書写し	相手方の数 + 3	申立書（正本）のコピーで可
3 証拠書類写し	相手方の数 + 3	証拠書類原本のコピーで可 ※「労働事件基本書証一覧」を参照して、できるだけ申立時にすべて提出してください。
4 法人の資格証明書 (商業登記簿謄本等)	1	法務局で申請して取得する。 当事者が 法人でない場合は不要
5 委任状	1	弁護士に委任した場合にのみ必要
6 戸籍謄本	1	当事者が 未成年 であったり、 相続が関係 する場合のみ

裁判所に申立書等を直接持参される場合は、訂正等で必要となることがありますので、**申立書に押印した印鑑を一緒に持参**してください。